

くらしと協同の研究所

## 第28回総会 議案書

### (ご連絡)

新型コロナウィルス感染症拡大にともない、感染防止・感染拡大防止を最優先するために、会員の会場への参加による総会開催は行ないません。事前に送付いたします「書面議決用紙」の提出による「書面参加」とさせていただき、議決も全て「書面議決」とさせていただきます。



くらしと協同の研究所

〒604-0857

京都市中京区烏丸通二条上ル蒔絵屋町 258 コープ御所南ビル4F

TEL 075-256-3335 FAX 075-211-5037

Email kki@ma1.seikyou.ne.jp (← ma1 の 1 は数字です)

URL <http://www.kurashitokyodo.jp>

## 第28回総会議案

議 案	第1号議案	2019年度 活動のまとめ、会計報告
	第2号議案	2020年度 活動方針及び予算
	第3号議案	役員改選の件（28期）

## 第28回総会の開催方法

### 開催方法

- 5月22日（金）に各会員へ「議案書」「書面議決用紙」「ご意見用紙」「返信用封筒」を送付いたします。※今回は「書面参加」の為、委任状の送付は行いません。
- 質問や意見などにつきましては「ご意見用紙」をメール、FAXで6月12日までにお送りください。質問や意見についてまとめて、必要に応じて回答を加えて、各会員にメール、郵送します。
- 送付しました「書面議決用紙」は同封の返信用封筒にて7月4日（土）必着でご返送をお願いいたします。
- 総会の成立状況、議案決議結果、質疑、意見については、7月6日（月）より会員へ発送いたします。

## 第 28 回総会によせて

くらしと協同の研究所理事長 若林靖永

2020 年度は、新しい運営体制を確立して 4 年目ということになります。社会の課題はなにか、生協の課題はなにか、研究所の課題はなにか、自問自答しながら、くらしと協同の研究所の運営と活動に取り組んできました。

いま、人類は新型コロナウイルスの脅威に立ち向かっています。それぞれの国で弱みを明らかにしながらも勇気と英知と連帯で励まし合って頑張っています。「自宅にいること、外出しないことが他の人を救うことになります」というメッセージを真剣に受け止めなければなりません。日本でも緊急事態宣言が発出されましたが、解決にはまだまだ時間がかかるという見方で取り組んでいく必要があります。

そして、この脅威を克服していくなかで私たちは新たな社会づくりというビジョンを模索構想することが求められます。現代社会には、ほかにもさまざまな諸課題があります。これらへの取組としてさまざまな協同が求められています。したがって、協同組合は自らを変えることでそのような社会的課題にどう貢献するかが問われています。このような状況認識のもとで、くらしと協同の研究所もまた自らの役割・使命を再定義し、調査研究、研修等の事業を推進していきます。生協関係者をはじめ、さまざまな人との対話を通じて、なにが求められているか、を自覚的に探求して取り組んでいくことが引き続き重要課題です。

会員のみなさまにも、これまでの研究所の成果をふまえ、新たな研究、活動、事業が展開されるよう、ともに研究所活動にご参加いただきたいと願っています。

## 1号議案 2019年度活動のまとめ、会計報告

### はじめに

2019年度も自然災害が頻発し、多くの被害をもたらしました。10月には消費増税が行われ、消費者の買い控えがすすみました。生協陣営でも多くの生協で影響を受けています。また、中小事業者の倒産なども増えています。まさに弱いものいじめでしかありません。第27回シンポジウムでもこうした諸問題を取りあげ、見えない貧困、格差について問題提起をしました。

2月に公表された昨年10月～12月のGDPは−1.9%、年率換算で−6.3%となりました。経済指標が落ち込む中での消費増税の影響が顕著です。さらに、新型肺炎コロナウイルスの発生は、経済のグローバル化とその脆弱性をあらわにしました。

くらしと協同の研究所としても、こうした時代の協同とは何かを常に考えていく必要があります。

あらためて研究所個人・団体会員の皆様のご意見に耳を傾け、実践家と研究者の交流を促進し、研究の充実をはかることが求められています。

また、前年度よりJCAの呼びかけで「協同組合研究組織等の交流会」が行われてきましたが、こうした各研究所との連携により、新しい取り組みにつなげていきます。

### I. 調査研究活動の推進

#### 1. 基幹研究会を中心とした調査研究活動の推進

##### (1) 生協労働研究会

生協労働研究会を合計5回開催し、2019年8月には職員意識調査をおこなった生協の一つ、鳥取医療生協に訪問しヒアリング調査を行いました。また、調査に協力いただいた5つの生協には、調査結果を中間報告としてお渡しました。

2019年6月 4医療生協意識調査結果中間報告

2019年8月 鳥取医療生協ヒアリング調査

2020年1月 非営利・協同総合研究所いのちとくらし研究所報に医療生協調査の報告

2020年1月 市民生協ならコープ職員意識調査

##### (2) 新基幹研究会「次世代生協研究会」

2019年5月に開催した準備会を経て、10月に第1回研究会を開催しました。

第1回の研究会では各メンバーが設立の趣旨に則った研究計画を作成し、それに沿った調査・研究を進める事の確認を行った後、今後の各メンバーの研究計画について交流しました。

2019年5月 準備会開催

2019年10月 第1回開催

2019年12月 第2回開催

2020年3月 第3回開催：京都生協地産地消推進チーフによるゲスト報告

## 2. 第3回くらしと協同全体研究会の開催

くらしと協同の研究所の研究活動の発表と交流を目的として2018年からスタートし、第3回の開催となりました。2年連続で大学院生の研究内容を報告してもらいましたが、現場職員の参加や理論的な課題を取り上げるなど、どのような内容で開催していくのかは今後の課題です。今年は新型コロナウィルスの感染拡大により多数のキャンセルが入り、少ない参加となりました。

2020年2月29日（土）コープ御所南ビル4階会議室

### 参加者

	今回	前回
研究員	7	16
個人・団体会員	4	8
非会員	2	1
事務局	3	2
計	16	27

### 報告内容

#### ①公募研究会からの研究報告

- ・新しい協同の研究会：渡邊明子氏 千葉正司氏
- ・オルタナティブ農業研究会：小池恒男氏

#### ②個人会員からの研究報告

- ・小林伸考氏（協同組合 しんまち）

#### ③大学院生からの研究報告

- ・楊樂華氏「日本流通業のPB商品開発に関する一考察」

コメント：立命館大学教授 斎藤 雅通氏

- ・柿原真奈氏「飼料用米の生産者と畜産農家のマッチング」

コメント：農業開発研修センター会長 小池 恒男氏

## 3. 公募研究会

「物の整理研究会」は総会記念シンポジウム2日目第2分科会で研究内容を報告しました。

2019年度は新しく「オルタナティブ農業研究会」（代表 小池恒男氏 メンバー14名）が立ち上りましたが、「新しい協同の研究会」（代表 千葉正司氏 メンバー10名）とあわせて2つの公募研究会にとどまりました。公募研究会を結成すれば、総会記念シンポジウムや全体研究会、また『くらしと協同』誌で発表出来ることや、年間活動費が支給される事、自由に研究活動が出来ることなど、具体的なメリットが伝わっていません。「公募研究会」を立ち上げると、どのようなメリットがあるのかを知ってもらう事が必要です。また、研究所と公募研究会のコミュニケーション不足の改善も今後の課題です。

#### 4. 自主研究会

くらしと協同全体研究会等の場で呼び掛けを行ないましたが申し込みはなく、自主研究会はまだ立ち上がっていません。公募研究会と同様、どのようなメリットがあるのか、具体的にお知らせしていくことが必要です。研究援助費は出ませんが、研究所の資源が活用できること（研究所の研究者や会員生協とつながりができる、コーポ御所南ビル会議室を借りることが出来るなど）など、具体的に伝えていく必要があります。

#### 5. 公開講座、公開研究会等の企画

総会記念シンポジウムの感想に寄せられた参加者からの声を踏まえて、11月23日「これからの『経済政策のあり方』を考える一格差・困窮・貧困からくらしを守り、人々が生きるために経済ー」をテーマに、立命館大学 松尾 匡先生を講師に、コーディネーターとして松山大学の小田巻 友子先生をお招きして30名の参加による公開講座を開催しました。この公開講座は主に総会記念シンポジウムの参加者の要望に応えての開催ではありましたが、今後さらに、各個人・団体会員の要望を受けてのテーマや京都府外での出張講座の検討も必要です。

#### 6. 会員生協の問題意識や課題に基づく研究活動

企画委員会や会員生協の訪問など、会員生協の問題意識や関心事、要望などを把握する事につとめました。会員生協の訪問では「若い世代の職員に体系だった協同組合や生協についての根本的な学習が必要」「生協の幹部として求められる資質として思想や社会を読み解く力などを学ぶ必要がある。」などの意見を頂きました。今後は公開講座や出張講座などを具体化していきたいと考えます。

#### 7. コーポラティブ・ラボ

2017年1月にスタートしたコーポラティブ・ラボについては、主体性を尊重しながら、研究費などのサポートを行いました。2019年度は6回開催し、第27回総会記念シンポジウムでは2日目分科会を担当しました（3年連続）。

また、今年度より『くらしと協同』の企画、編集を年2回担当することとなり、2019夏号、冬号の2号を担当しました。若手研究者の貴重な交流の場となっています。

#### 8. 研究所間交流の実施

協同組合連携機構（JCA）が中心となり、協同組合にかかわる研究所との交流をすすめました。昨年5月には19の研究所が参加して交流会を行い、各研究所の目標や課題を交流しました。

## 【実行委員組織】

日本協同組合連携機構（JCA）
協同総合研究所
生協総合研究所
市民セクター政策機構
農林中金総合研究所
協同総合研究所いのちとくらし
地域生活研究所
地域と協同の研究センター
くらしと協同の研究所

## II. 総会記念シンポジウム、組合員理事トップセミナーの企画

(詳細は巻末の資料集に報告書を掲載しています)

### 1. 第27回総会記念シンポジウムの開催

2019年7/6（土）7/7（日）に、コーポイン京都にて開催しました。

全国の役職員、生協組合員、研究者等71団体180名が参加しました。今回のシンポは会員生協の要望で6月開催を避けて7月に開催しましたが、例年と比べて参加に支障はありませんでした。

1日目は、「『“見えない”格差・困窮・貧困と日本経済を考える』一働き、学び、育て、暮らす現場の視点から」をテーマに、私たちの見えない中で進行する格差・困窮・貧困に対して、様々な現場から社会の現状について報告をいただいたうえで、講演とディスカッションでもって、背景としての日本経済の問題点を考える企画としました。

総会記念シンポジウム2日目は例年3つの分科会ですが、今年は4つの分科会を開催しました。

### 参加状況

	今回		前回		前年差
	人数	構成比	人数	構成比	
職員	54	30.0%	88	40.4%	-34
役員	43	23.9%	43	19.7%	0
組合員	36	20.0%	31	14.2%	5
研究者	22	12.2%	27	12.4%	-5
他団体	20	11.1%	25	11.5%	-5
院生	5	2.8%	4	1.8%	1
総計	180	100.0%	218	100.0%	-38

## 2. 第21回生協組合員理事トップセミナーの開催

2019年12月7（土）～8（日）の2日間、1日目は同志社大学、2日目はコープイン京都で開催しました。

「生協が地域に根ざすとは一組合員理事の役割のこれからを考える」をテーマに、協同組合のしくみと原点を改めて確認し、グローバル化が進む中、地域循環経済や地域資源の活用での地域づくりの実態を学び、さらに4名の元理事の地域の活動報告とグループワークをつうじて、地域の課題解決にむけて資源をつかったしくみづくりのヒントを考え、それをお出し合いました。

### 参加者内訳

内訳	会員	非会員	計
参加者	34	10	44
参加者前年	29	13	42
参加団体	13	8	21
参加団体前年	9	8	17

回数別内訳	
初参加者	31
2回目参加	5
3回目参加	4
4回目以上	4

## III. 編集・広報活動の推進

### 1. 季刊誌『くらしと協同』

- (1) 300弱の団体に約2000部を年4回発行しました(6月・9月・12月・3月)。『くらしと協同』を読まれた団体から研究者に講演の依頼があるなど、『くらしと協同』を通じたつながりが広がっています。
- (2) 今年度から、コーポラティブ・ラボメンバーも『くらしと協同』の企画、編集に参加し、夏号、冬号を担当しました。

#### ※2019年度企画

夏号特集	「公」から住民主体による「民」へのとりくみ
秋号特集	新たな時代の、新たな流通 生協は何に、どう対応すべきなのか？
冬号特集	多様な立場から考える食の科学技術 ゲノム編集に着目して
春号特集	サステイナブル・コミュニティ=やさしく、しなやかに続く地域をつくる

### 2. 報告書等

- (1) 第27回総会記念シンポジウムの報告は、『くらしと協同・増刊号』として2019年9月に発行しました。
- (2) 第21回生協組合員理事トップセミナーは、2020年3月に『報告集』を発行しました。

### 3. ホームページ

ホームページについては、メンテナンスを依頼していた方が辞められたこともあり、必要なタイミングで更新することが出来ませんでした。そのため、院生事務局にホームページのメンテ

ナンスの役割を担ってもらうようにしました。

## IV. 研究所の運営

### 1. 会員と研究員の推移

2020年度会員の状況は個人143名 団体44団体となり、それぞれ個人会員は前年差-8名、団体会員は同数となっております。また研究員数は45名となっており、前年より4名の増となっています。また、研究所の活性化にむけては、若年・中堅層のいっそうの研究員への勧誘も重要です。

### 2. 常任理事会・理事会

常任理事会（4回開催）・理事会（3回開催）では、基幹研究会の設置や、規程の改定などの審議、承認を行いました。また、方針や取組の進捗状況の確認をおこなうとともに、団体会員の取り組み交流も行いました。引き続き、研究所の現状の共有をすすめ、実践家・研究者が活発に論議できる機関運営が課題です。

### 3. 企画委員会

生協の現場の状況や実践事例を実践家と研究者が共有し、研究所の研究に繋げることを目指しました。また、今年度から開催場所を企画委員の生協持ち回りで行うようにしました。

### 4. 運営委員会

研究所運営、総会記念シンポジウム並びにくらしと協同全体研究会の企画と運営を担いました。さらに、企画委員会や会員生協から出された意見・要望を研究所課題につなげるべく取り組みました。

今年度はより効果的・効率的な運営改善にむけて、開催数についても弾力的に運用できるよう規定を変更しました。

今後は運営委員会のさらなる充実にむけての新たなメンバーの参加促進と効果的・効率的かつ迅速な運営にむけての改善が課題です。

### 5. 編集委員会

今年度は、企画・編集を編集委員会とコーポラティブ・ラボの分担ですすめてきました。そのことにより、若い研究者の視点での特集も生まれ、課題であった編集委員会の負担軽減にもつながりました。

### 6. 事務局・院生事務局

現在、事務局3名、院生事務局3名の体制となっています。現在の院生事務局3名は全て京都大学の大学院生ですが、次年度は修了予定者が複数あり、京都大学だけでなく、他大学の院生へ幅広い呼びかけの検討も必要です。

院生事務局は各基幹研究会の事務局・書記、『くらしと協同』編集委員会への参加、HP更新作業などの役割を担っています。

# 2019年度収支計算書

2019年3月21日～2020年3月20日(単位:円)

収入の部	予 算	実 績	差 差	備 考
1、会費収入	15,774,000	15,753,500	-20,500	
団体(正)	13,890,000	13,950,000	60,000	33団体
団体(賛)	1,032,000	972,000	-60,000	11団体
個人(正)	834,000	813,500	-20,500	140人
個人(賛)	18,000	18,000	0	3人
2、事業収入	2,955,000	3,410,342	455,342	杉本先生(労働研)、シンポ、トップセミナー、書籍
3、雑収入	0	466	466	利息など
当期収入合計 (a)	18,729,000	19,164,308	435,308	
前期繰越収支差額	14,983,662	14,983,662	0	
収入合計 (b)	33,712,662	34,147,970	435,308	
支出の部				
1、事業費支出	15,126,000	12,422,273	-2,703,727	
①研究人件費	1,800,000	1,800,000	0	院生事務局
②研究活動費(調査研究費)	4,116,000	1,563,600	-2,552,400	
研究交流会費	350,000	214,889	-135,111	コーポラティブ・ラボ
くらしと協同全体研究会	400,000	35,002	-364,998	
基幹研究会活動費	2,000,000	849,696	-1,150,304	生協労働研究会
公募研究会活動費	300,000	100,000	-200,000	オルタナティブ研究会
会費	616,000	26,000	-590,000	日本協同組合学会、日本流通学会
研究出張費	200,000	160,210	-39,790	
受託調査研究費	0	0	0	
図書購入費	250,000	177,803	-72,197	定期誌、書籍
③研究企画費(講演講座開設費)	5,010,000	3,190,672	-1,819,328	総会シンポジウム、トップセミナー、
④教育文化費	4,200,000	5,868,001	1,668,001	
「くらしと協同」費用	4,200,000	4,667,153	467,153	印刷、取材、謝礼、編集委員会費用など
報告書等費用	0	1,200,848	1,200,848	
2、管理費	3,439,000	3,387,409	-51,591	
①機関会議費	1,381,000	1,167,510	-213,490	総会、常任理事会、理事会、企画委員会、運営委員会
②消耗品費	20,000	40,014	20,014	文具、トナー、など
③通信交通費	520,000	474,531	-45,469	
④賃借料	1,296,000	1,308,000	12,000	研究所事務所家賃
⑤委託業務費	200,000	328,320	128,320	会計事務所、HPなど
⑥支払手数料	20,000	24,513	4,513	振込料、残高証明書
⑦租税公課	2,000	2,000	0	印紙
⑧雑費	0	0	0	
⑨備品購入費	0	42,521	42,521	
3、雑損失	24,000	24,000	0	資格喪失者(2名)
4、寄付	0	600,000	600,000	地域と協同の研究センター
当期支出合計 (c)	18,589,000	16,433,682	-2,155,318	
当期収支差額 (a - c)	140,000	2,730,626	2,590,626	
次期繰越し差額 (b - c)	15,123,662	17,714,288	2,590,626	

## 2019年度正味財産増減計算書

2019年3月21日～2020年3月20日

(単位:円)

経常収益	今年度	前年度	増減額	備考
1 会費収入	15,753,500	15,834,000	-80,500	
団体会費 (正)	13,950,000	13,860,000	90,000	34団体
団体会費 (賛)	972,000	1,080,000	-108,000	10団体
個人会費 (正)	813,500	876,000	-62,500	140人
個人会費 (賛)	18,000	18,000	0	3人
2 事業収入	3,410,342	3,297,078	113,264	杉本先生(労働研)、シンポ、トップセミナー、書籍
3 雑収入	466	144	322	利息など
経常収益計	19,164,308	19,131,222	33,086	

経常費用	今年度	前年度	増減額	備考
1 事業費	12,422,273	12,609,522	-187,249	
①研究人件費	1,800,000	1,800,000	0	
非常勤研究員等手当	1,800,000	1,800,000	0	院生事務局
②研究活動費(調査研究費)	1,563,600	2,615,420	-1,051,820	
研究交流会	214,889	344,974	-130,085	研究交流会費用(コープラボ)
研究委員会等活動費	0	0	0	
くらしと協同全体				
研究会活動費	35,002	246,898	-211,896	
基幹研究会活動費	849,696	330,202	519,494	生協労働研究会
公募研究会援助金	100,000	300,000	-200,000	オルタナティブ研究会
会費	26,000	612,000	-586,000	日本協同組合学会、日本流通学会
研究出張費	160,210	155,872	4,338	
受託調査研究費		449,228	-449,228	
図書購入費	177,803	176,246	1,557	定期誌、書籍
③研究企画費(講演講座開設費)	3,190,672	4,035,496	-844,824	総会シンポジウム・トップセミナー
総会記念シンポジウム	1,721,788	2,118,351	-396,563	
組合員理事				
トップセミナー	1,379,526	1,917,145	-537,619	
公開講座	89,358	0	89,358	
④教育文化費	5,868,001	4,158,606	1,709,395	
「くらしと協同」作成費用	4,667,153	4,158,606	508,547	印刷、取材、謝礼、編集委員会費用など
報告書等作成費用	1,200,848	0	1,200,848	
2 管理費	3,387,409	3,446,291	-58,882	
①機関会議費	1,167,510	1,373,374	-205,864	総会、常任理事会、理事会、企画委員会、運営委員会
②消耗品費	40,014	1,330	38,684	文具、トナー、など
③通信交通費	474,531	510,289	-35,758	
④賃借料	1,308,000	1,296,000	12,000	研究所事務所家賃
⑤委託業務費	328,320	182,680	145,640	会計事務所、HPなど
⑥支払手数料	24,513	16,258	8,255	振込料、残高証明書
⑦租税公課	2,000	1,000	1,000	印紙
⑧雑費	0	0	0	
⑨備品購入費	42,521	65,360	-22,839	
3 雜損失	24,000	24,000	0	資格喪失者(2名)
4 減価償却費	0	0	0	
5 寄付金	600,000	0	600,000	地域と協同の研究センター
経常費用計	16,433,682	16,079,813	353,869	
当期経常増減額	2,730,626	3,051,409	-320,783	
当期一般正味財産増減額	2,730,626	3,051,409	-320,783	
一般正味財産期首残高	14,983,663	11,932,254	3,051,409	
一般正味財産期末残高	17,714,289	14,983,663	2,730,626	

## 財産目録

2020年3月20日現在（単位：円）

科 目	金 額	
I. 資産の部		
1. 流動資産		
現金	612,776	
普通預金		
京都銀行・府庁前支店	10,189,794	
郵便貯金 京都衣棚夷川郵便局	6,870,026	
未収金 未収会費他	48,000	
前払金	30,210	
流動資産合計	17,750,806	
2. 固定資産		
備品	1	
固定資産合計	17,750,807	
II. 負債の部		
1. 流動負債		
預り金 2020年度会費他	32,481	
未払金	4,037	
流動負債合計	36,518	
負 債 合 計		36,518
正 味 財 産		17,714,289

**貸借対照表**  
2020年3月20日現在(単位:円)

科目	金額	科目	金額
1. 資産の部		II. 負債の部	
1. 流動資産		1. 流動負債	
現金	612,776	預り金	32,481
預金	17,059,820	未払金	4,037
未収金	48,000	流動負債合計	36,518
前払金	30,210		
流動資産合計	17,750,806	負債合計	36,518
2. 固定資産		III. 正味財産の部	
備品		1 一般正味財産	17,714,289
固定資産合計		(うち当期正味財産増減額)	2,730,626
資産合計	17,750,807	1 正味財産合計	17,714,289
		負債及び正味財産合計	17,750,807

**計算書類に対する注記**

1. 重要な会計方針  
  資金の範囲について

  金・預金、未収金、預り

2. 次期繰越収支差額の内容は、次の通りである。 (単位:円)

科 目	前期末残高	当期末残高
現 金・預 金	15,414,666	17,672,596
未 収 金	54,000	48,000
前 払 金	30,720	30,210
合 計	15,499,386	17,750,806
預 り 金	39,727	32,481
未 払 金	475,997	4,037
合 計	515,724	36,518
次期繰越収支差額	14,983,662	17,714,288

3. 固定資産の取得額、減価償却累計額、及び期末残高は、次の通りである。(単位:円)

科 目	取得価格	減価償却累計額	当期末残高
備 品	200,000	199,999	1
合 計	200,000	199,999	1

## 調査報告書

令和2年4月22日

くらしと協同の研究所

理事長 若林 靖永 殿

公認会計士 木田事務所

公認会計士 木田 稔



私は、くらしと協同の研究所の令和元年度（平成31年3月21日から令和2年3月20日まで）の財務諸表、すなわち、貸借対照表、正味財産増減計算書、財産目録、財務諸表に対する注記、ならびに、収支計算書及び収支計算書に対する注記について調査を行いました。

調査は、上記の財務諸表等が、一般に公正妥当と認められる会計の基準に従って作成されているかについて、独立した第三者の立場から検討いたしました。

調査の結果、私は、上記の財務諸表等が、くらしと協同の研究所の令和2年3月20日をもって終了する会計年度の経営の状況及び同日現在の財政状態を、全ての重要な点において、一般に公正妥当と認められる会計の基準に従って作成されているものと認めます。

くらしと協同の研究所と私との間には、特別の利害関係はありません。

以上

## 2号議案 2020年度活動方針及び予算

### 2020年度 活動方針

#### I. 調査研究活動の推進

##### 1. 基幹研究会を柱にした調査研究活動の推進

###### (1) 生協労働研究会

生協労働研究会は2020年でその期間が満了となります。2020年度中に研究報告書を発行します。

###### (2) 次世代生協研究会

2019年10月にスタートした次世代生協研究会は、研究会メンバーごとの研究テーマに即して調査、研究を進めて行きます。また、研究会の場に研究者や実践家を招いて話を聴く機会を設けます。研究会は2ヵ月に1回のペースで開催します。

##### 2. くらしと協同全体研究会の開催

研究所の研究活動の発表、交流を進めることを目的にくらしと協同全体研究会を開催しています。過去2年は大学院生の研究テーマの発表の場としてきましたが、今後は、さらに新たな企画を運営委員会の場で検討します。

企画内容については「個人会員を含め、より多くの研究者に参加しやすい内容を」や「もう少し理論的な課題を」といった要望もだされており、今後の課題として検討をすすめます。

##### 3. 公募研究会・自主研究会の推進

###### (1) 公募研究会

公募研究会を立ち上げた場合の具体的なメリット（研究援助費やシンポ、全体研究会での発表の場、会場の確保など）をわかりやすく会員に伝える事で、新たな立ち上げを目指します。また、公募研究会の活動を紹介できるようにコミュニケーションを深めていきます。

###### (2) 自主研究会

2017年度からあらたにスタートしたものの、まだ、立ち上がってはいません。例えば研究所主体で会員生協の関心のあるテーマを設定し、会員生協職員、研究者が参加する形式など、新しい試みを提案していきます。

##### 4. 公開講座の企画

会員から出された問題意識や関心事、要望をもとにテーマを設定し、開催します。また、連

続講座や出張講座など新しい形式での開催、生協組合員や職員が参加できる内容も検討します。

#### 5. 会員生協の問題意識や課題に基づく研究活動

会員生協や研究者の問題意識や声に基づき、新しい形態の自主研究会や連続講座、公開講座などをおこないます。

#### 6. コーポラティブ・ラボ

若手研究者との繋がりの広がりをめざし、コーポラティブ・ラボに対して引き続き、その主体性を尊重し研究所としてサポートを行います。

#### 7. 研究員の参加促進

- (1) 会員研究者とのコミュニケーションを大切にして、研究所の活動への研究者の参加をさらに広げていきます。
- (2) 各分野で活躍する研究者とのつながりをひろげ、研究所への加入をすすめます。

### II. 総会記念シンポジウム、組合員理事トップセミナーについて

#### 1. 第28回総会記念シンポジウムの中止

新型コロナウイルス感染拡大により、「緊急事態宣言」が全国に発令されたことを受け、7月4日（土）5日（日）開催予定の「総会記念シンポジウム」は関係各位の安全を最優先する立場から中止いたします。

2. 2021年開催の総会記念シンポジウムについては、開催に向けて準備を進めます。

#### 3. 第22回生協組合員理事トップセミナーについて

新型コロナウイルス感染拡大状況の推移を見定めて、呼びかけ人会で開催の可否を判断します。

### III. 編集・広報活動の推進

#### 1. 季刊誌『くらしと協同』

季刊『くらしと協同』は年4回、6月・9月・12月・3月に、それぞれ夏号、秋号、冬号、春号として発行してまいりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大にともない、従来のような移動や対面を伴う取材活動の困難が想定され、各号の発行時期（それぞれ7月・9月・12月・3月）が遅延する可能性があります。

従いまして、夏号・秋号・冬号・春号という呼称は使わず、年4冊の発行をめざします。

## 2. 報告書等

セミナー、研究会などの研究活動の成果は報告書を通じて会員等に発信していきます。2ヶ月4年続いた生協労働研究会の報告書を発行します。

## 3. ホームページ

シンポジウムやセミナーの企画案内や開催報告をタイムリーに掲載していきます。またホームページのあり方やデザインについて検討していきます。

# IV. 研究所の運営

## 1. 常任理事会・理事会

- (1) 理事会は12月、5月、7月の年3回、常任理事会は9月、11月、3月、5月の年4回開催します。常任理事会・理事会では、方針や取り組みの進捗状況を確認し、承認事項について協議、決定します。
- (2) 研究所の現状をかりやすく情報提供していきます。また、実践家と研究者の意見が交流できるように運営を工夫します。

## 2. 企画委員会

団体会員である生協役職員と個人会員である研究者で構成される企画委員会は、生協の現場の状況や実践事例を団体会員メンバーと個人会員メンバーが共有し、研究活動に反映するための場として大切にします。

なお、会員生協の企画委員の参加に配慮するとともに、会員生協訪問の貴重な機会とするため、引き続き会員生協の地域で開催します。

## 3. 運営委員会

- (1) 研究所の目的の実現への貢献にむけて、研究所運営をすすめます。2017年の組織改革後の活動もようやく軌道にのりました。この間メンバーの変更はありませんでしたが、活動のさらなる発展にむけて、今年度は運営委員会規程に沿って、メンバー交代を図ります。あわせて、「運営委員会規程」の改定の趣旨に則り、合理的な開催を心掛けます。
- (2) 総会記念シンポジウムや全体研究会の内容について準備会の設置も含め、検討をします。

## 4. 編集委員会

- (1) 2019年度より新しくコーポラティブ・ラボに夏・冬号の企画、編集、取材を担っていただき、秋、春号は編集委員が担当をしました。引き続きこの体制で『くらしと協同』の編集、発行をおこないます。
- (2) 編集委員会は年に1回、総会前に開催し、前年度の『くらしと協同』についての振り返りをおこない、それに基づいて次年度の発行計画および企画責任者を決定します。年度始め

に年間の企画を決めてることで編集委員の負担を軽減しながら『くらしと協同』のコンセプトを維持することに努めます。

## 5. 事務局・院生事務局

- (1) 事務局、院生事務局はくらしと協同の研究所の目的の実現の為に、総会決定事項の実現にむけて貢献します。その為に、くらしに関する諸問題、協同の事業に関する問題に絶えず目を向け、研究所の活動をサポートします。
- (2) 院生事務局は、将来も協同組合研究やくらしと協同の研究所にかかわる人材として位置づけて育成していきます。また、大学との繋がりづくりも視野に入れ、広く院生事務局を募っていきます。

## 2020年度予算(案)

【単位:円】

収入	2019年度実績	2020年度予算	備考
<b>1 会費</b>	15,753,500	15,753,500	
団体会費（正）	13,950,000	13,950,000	
団体会費（賛）	972,000	972,000	
個人会費（正）	813,500	813,500	
個人会費（賛）	18,000	18,000	
<b>2 事業収入</b>	2,837,560	2,837,560	
<b>3. 雑収入</b>	410	0	
当期収入合計 (a)	18,591,470	18,591,060	
前期繰越収支差額	14,983,662	14,983,662	
収入合計 (b)	33,575,132	33,574,722	
支出	2019年度執行額		
<b>1. 事業費</b>	12,418,236	14,346,848	
①研究人件費	1,800,000	1,800,000	
非常勤研究員等手当	1,800,000	1,800,000	
②研究活動費(調査研究費)	1,559,563	3,766,000	
研究交流会	214,889	220,000	
くらしと協同全体研究会	35,002	40,000	19年予算より20万円減額
基幹研究会活動費	849,696	3,000,000	次世代研に200万円、生協労働研に100万円
公募研究会援助金	100,000	100,000	
会費	26,000	26,000	
研究出張費	160,210	200,000	
受託調査研究費			
図書購入費	173,766	180,000	
③研究企画費(講演講座開設費)	3,190,672	3,580,000	
1)基本企画費	3,101,314	3,380,000	
総会シンポジウム	1,339,288	1,400,000	
総会シンポジウム 懇親会	382,500	390,000	
総会シンポジウム報告書	0	0	
組合員理事トップセミナー	517,966	520,000	
組合員理事トップセミナー懇親会	295,800	300,000	
組合員理事トップセミナー宿泊	565,760	570,000	
組合員理事トップセミナー報告集	0	0	
2)公開研究会・公開講座・シンポ	89,358	200,000	福祉にかかる取り組みで増額
④教育文化費	5,868,001	5,200,848	
「くらしと協同」作成費用	4,667,153	4,000,000	秋号がシンポ特集になるため減額
報告書等作成費用	1,200,848	1,200,848	
<b>2. 管理費</b>	3,387,409	3,611,000	
①機関会議費	1,167,510	1,191,000	
②消耗品	40,014	20,000	
③通信交通費	474,531	500,000	
④賃借料	1,308,000	1,308,000	
⑤委託業務費	328,320	330,000	
⑥支払手数料	24,513	50,000	
⑦租税公課	2,000	2,000	
⑧備品購入費	42,521	210,000	パソコン3台購入
<b>3. 雑損失</b>	24,000	24,000	
<b>4. 寄付</b>	600,000	600,000	地域と協同の研究センター
当期支出合計 (c)	16,429,645	18,581,848	
当期收支差額 (a - c)	-2,161,825	9,212	
次期繰越し差額	17,145,487	14,992,874	

### 3号議案 役員改選の件（28期）

2名の理事の申し出にともない、規約第13条に基づき、役員の改選について、以下の通り提案します。

#### 1. 現任理事退任予定

- ・小熊 竹彦（元生協総研事務局長）
- ・西岡 雅行氏（こうち生協理事長）

#### 2. 新しい理事の候補

- ・茂垣 達也氏（生協総研事務局長）
- ・こうち生活協同組合から1名

#### 3. こうち生活協同組合から当研究所理事の選任について

こうち生協からの理事の選任は、総代会で役員選任議案の議決後である必要があるため、9月の当研究所常任理事会に一任いただく事を総会議案として提案します。

## （四）AGI-PLC監控系統（參見圖二）

（四）AGI-PLC監控系統（參見圖二）  
該系統為遠端監控系統，可遠端監控各項運作，並可遠端修改參數。  
其主要功能有：

- 1. 設定各項參數：如：水位、時間、溫度等。
- 2. 當各項參數達到某個範圍時，可啟動或停止某項運作。
- 3. 可遠端監控各項運作。
- 4. 可遠端修改各項參數。

（五）PLC監控系統（參見圖三）  
該系統為本地端監控系統，可監控各項運作，並可修改參數。  
其主要功能有：

- 1. 設定各項參數：如：水位、時間、溫度等。
- 2. 當各項參數達到某個範圍時，可啟動或停止某項運作。
- 3. 可監控各項運作。
- 4. 可修改各項參數。

## **第28回総会議案書 資料集**

## (資料) 活動日誌

2019年

- 3/23 協同総研会員集会出席  
3/25 運営委員会  
3/27 『くらしと協同』春号発送  
3/28 コーポラティブ・ラボ（シンポ分科会打合せ）  
3/30 生協労働研究会  
4/10 組合員理事トップセミナー呼びかけ人会  
4/22 運営委員会/編集委員会  
4/26 総会記念シンポジウム案内発送  
5/09 企画委員会  
5/11 常任理事会/理事会  
5/14 「協同組合研究組織等の研究会」出席（理事長・事務局長）  
5/24 次世代生協研究会準備会  
6/03 生協労働研究会/運営委員会/編集委員会  
6/16 総会記念シンポジウム打合せ  
6/19 総会記念シンポジウム打合せ  
6/25 『くらしと協同』夏号発送  
6/26 組合員理事トップセミナー呼びかけ人会  
7/06 総会記念シンポジウム  
7/07 総会記念シンポジウム/コーポラティブ・ラボ  
7/22 運営委員会/編集委員会  
7/24 生協労働研究会  
7/29 コーポラティブ・ラボ  
8/06 鳥取医療生協職員意識調査訪問（生協労働研究会）  
8/07 鳥取医療生協職員意識調査訪問（生協労働研究会）  
8/16 企画委員会  
8/19 コーポラティブ・ラボ  
8/26 運営委員会  
8/27 京都生協訪問  
8/29 組合員理事トップセミナー呼びかけ人会  
9/07 常任理事会  
9/09 編集委員会/パルコープ訪問  
9/11 組合員理事トップセミナー呼びかけ人会  
9/12 総会記念シンポ打合せ  
9/13 コープしが訪問

- 9/25 『くらしと協同』秋号・シンポ増刊号発送  
9/30 生協労働研究会/運営委員会  
10/04 企画委員会/次世代生協研究会  
10/09 ならコープ訪問  
10/23 コープあいち訪問  
11/02 常任理事会  
11/04 コーポラティブ・ラボ  
11/11 編集委員会  
11/15 総会記念シンポ準備会  
11/23 公開講座「これからのお経済政策の在り方」を考える」開催  
11/25 生協労働研究会/運営委員会  
12/07 組合員理事トップセミナー  
12/08 組合員理事トップセミナー  
12/13 次世代生協研究会  
12/14 理事会/編集委員会  
12/20 総会記念シンポ準備会  
12/23 運営委員会  
12/25 『くらしと協同』冬号発送

2020年

- 1/06 編集委員会  
1/27 運営委員会  
1/29 組合員理事トップセミナー呼びかけ人会議  
1/31 総会記念シンポ準備会  
2/10 コーポラティブ・ラボ  
2/21 企画委員会（コープしが・コープぜぜ店にて開催）  
2/24 運営委員会  
2/29 くらしと協同全体研究会  
3/07 常任理事会集合開催中止⇒書面審議  
3/13 次世代生協研究会

## 第27回総会記念シンポジウムの振り返り

### 1. 全体の振り返り

#### (1) 参加実績

今回の総会記念シンポジウム及び・分科会の参加は71団体180名でした。今回のシンポは会員生協の要望で6月開催を避けて7月に開催しましたが、例年と比べて参加に支障はありませんでした。

※2018年度参加実績63団体、218名の参加

##### ①属性別参加状況

	今回		前回		前年差
	人数	構成比	人数	構成比	
職員	54	30.0%	88	40.4%	-34
役員	43	23.9%	43	19.7%	0
組合員	36	20.0%	31	14.2%	5
研究者	22	12.2%	27	12.4%	-5
他団体	20	11.1%	25	11.5%	-5
院生	5	2.8%	4	1.8%	1
総計	180	100.0%	218	100.0%	-38

##### ②1日目、2日目各分科会参加人数

シンポ	第1	第2	第3	第4
162	35	35	40	24

##### ③会員・非会員の参加数前年比較

区分	2019年	2018年	前年差
会員	121	163	-42
非会員	26	29	-3
総計	147	193	-46

※登壇者・事務局除く

##### ④団体会員の参加状況

団体会員44団体（うち生協は40）のうち、20団体参加（生協は18）

#### (2) 参加者の特徴

- ①今年は180名の参加でした。昨年が218名の参加があり、昨年比では参加者が減となりましたが、一昨年は161人でしたので、例年と比べればやや多い参加でした。
- ②今年は昨年に比べて「職員」の参加が減っています。これは昨年の1日目シンポジウムの内容が「無印良品」の報告であったため、商品部関係職員の参加が多かったためです。
- ③参加者数は昨年より減りましたが、参加団体数は+8団体と増えました。これは1日目シンポジウム及び2日目分科会での、団体からの登壇者数が参加団体数に反映しているためです。

④2日目分科会参加者は134名（昨年139名）でした。昨年より1日目シンポジウムの参加者は減りましたが、2日目はほぼ昨年並みとなりました。

### (3) 収支実績について

#### 総会記念シンポジウムの収支報告

	26回実績	27回予算	27回実績	予算差	前年差
支出	1,221,471	1,650,000	1,539,978	-110,022	318,507
収入	924,000	740,000	824,000	84,000	-100,000
収支	-297,471	-910,000	-715,978	194,022	-418,507

※報告書に関わる費用は今年からはシンポの費用からは外しています。

①支出は予算165万円に対し、154万円と予算内に抑えることが出来ました。昨年対比では、31万円増えていますが、シンポジウム準備の打ち合わせのための費用が昨年より24万円増加しているのが大きな要因です。今年は2日目分科会の準備のため、みやぎ生協、コープいしかわ、生協ひろしま、倉敷医療生協に訪問しましたが、昨年は2日目分科会準備での訪問はありませんでした。また、講師費用も昨年対比で12万円増えましたがこれも、講師が6名増えた事と、遠方から登壇いただいた事による交通費が増えたことによります。

②収入は予算に対し84,000円プラスとなりました。収入は参加費と懇親会参加費ですが、参加人数が180人と例年よりも多かったためです。

## 2. 総会記念シンポジウム1日目の振り返り

### (1) 開催趣旨（全文）

日本では、所得格差を示すジニ係数が2000年を境に大きく上昇し、現在に至るまでほぼ横ばいで推移してきた。また、社会の普通の生活水準に比べて下回る状態を意味する相対的貧困にある人の割合も上昇を続け、今では子どもの「7人に1人」が相対的貧困の状態にいるとされている。2006年に「格差社会」が流行語となってから十数年。日本社会は深刻な格差・困窮・貧困を抱えるようになっている。

ところが、指標の上では深刻な格差・困窮・貧困の存在が示されているにも関わらず、こうした状況を日常で目に見る機会は、驚くほど少ない。一見すると、どこにでもいる普通の子どもたちやその家族、スマホを片手に整った身だしなみで出勤する労働者といった人々のうち、決して少なくない人々が実は格差・困窮・貧困にあえいでいる。

情報化が劇的に進み、「見たいもの」ばかりが目にとまるようになった現代では、むしろ今までよりも「自分とは別の暮らし」が見えなくなっている。それは格差・困窮・貧困に限った話でもない。しかし、生協がこれから社会で、「生活」の協同組合としての役割を果たそうとするのならば、いま見えている暮らしだけでなく、見えにくくなってしまった暮らしにも目を向けて、それを真剣に考える必要があるのではないだろうか。

以上の問題意識から、本シンポジウムは生協の取り組みだけでなく、様々な現場から社会の現状についてのご報告をいただいたうえで、講演とディスカッションでもって、背景としての日本経済の問題点を考える企画とした。本企画が、参加者一人一人が新たに挑戦すべき現実の課題を広く深く知るきっかけとなるとともに、生協という枠を超えて他団体や地域と「協同」する契機となることを期待したい。

## (2) 内容

松尾匡先生の解題の後、以下の5団体の方からそれぞれ報告を頂きました。

報告I 「障害のある人の暮らしと、それを支える支援・介助について」

渡邊 琢（日本自立生活センター、ピープルファースト京都支援者）

報告II 「最賃上げろ1500円に！！」

石川 優（エキタス京都・モノづくり労働者）

報告III 「格差と貧困を広げる消費税」

鈴木 宏介（京都府中京民主商工会事務局）

報告IV 「地域の協同で子ども食堂—わいわい子ども食堂の実践—」

杉崎 伊津子（あいちこども食堂ネットワーク共同代表）

報告V 「コープみらい社会活動財団の奨学金給付事業について」

永井 伸二郎（コープみらい副理事長・一般財団法人コープみらい社会活動財団理事長）

5人の登壇者から報告を頂いたのち、松尾先生が「なぜ私たちの暮らしは苦しくなってきたのか」と題して講演を行いました。

講演後、登壇者と松尾先生でパネルディスカッションを行い、それぞれの報告をさらに深めたのち、加賀美先生がまとめをおこないました。

## (3) 開催趣旨に照らした振り返り

社会の様々な人々の暮らしの中で私たちの気づかないうちに進行している貧困の現実を、全く違う現場で活動しておられる5の方に御報告いただく事で、見えにくくなっている貧困、格差の実態について知ることが出来ました。また、報告者一人ひとりの報告の中から、生協として求められる役割や、課題、地域との協同について考えるきっかけとなりました。

ただし、5団体の登壇者と松尾先生とのパネルディスカッションでは、登壇者の数が多いため、急ぎ足の進行となつたため、参加者には時間不足の印象を与えました。

## (4) 参加者の感想

- ・考えると政権と大企業、富裕層のために搾取されているのだと気づきました。
- ・マイナスの状態で消費税を上げてしまう事に不安と恐ろしさを感じます。消費税によって自殺者が増えるのではないかと心配です。
- ・福祉についての認識の変遷や、生協などの協同セクターが社会とどう向き合うかについてのご説明はとてもわかりやすく勉強になった。
- ・違う分野の報告が松尾先生の話で一つにまとまりました。
- ・地域の貧困の実相を学んだ。
- ・地域の問題解決を自己完結ではなく、他と手を携えて取り組むことの大切さを学んだ。

## 3. 総会記念シンポジウム2日目の振り返り

### (1) 内容

総会記念シンポジウム2日目は例年3つの分科会ですが、今年は4つの分科会を開催しました。

## ①第1分科会

第1分科会は、今回も、若手研究者（コーポラティブ・ラボ）に担当していただき、「これから協同を探究する-若手研究者からみる協同の姿-」と題し、若い研究者3名からそれぞれ報告いただきました。

まず、片上敏喜先生より趣旨説明をしていただいた後、岩橋 涼様から「地域からみる生協産直-紀ノ川農協の取り組みから」と題し、紀ノ川農協の有機農業に取り組む生産者への聞き取りを手がかりに有機農業の具体的な取り組みの歴史や生産者からみる生協産直の意味についてご報告いただきました。

次に、小林 那奈子様から、「市民が関わる小さな農業～ドイツ・カナダにおける事例を通じて～」と題して、「WWOOF」を通じて、ドイツでの4件の農家に住み込み体験をする中で見いだしたこと、また、カナダ・バンクーバーで広がった都市農園の視察によって見えてきた地域の課題解決に向けた取り組みについて報告していただきました。

最後に、浮綱 佳苗先生からは「倫理的消費の源流-19～20世紀転換期のイギリスにおける生協の女性組合員に注目して-」と題して、イギリスにおける生協運動が、消費社会に果たした役割を女性組合員に視点を当て倫理的消費が、実は世紀転換期の時代から女性組合員によって実践されていた事を報告していただきました。

3名の登壇者からの報告の後、青木美紗先生のコメントをいただき、フロアとのディスカッションを行いました。

### (参加者の感想)

- ・運動としての産直事業がビジネスとして有機農業にチャレンジしていく流れが理解できた。
- ・地域の課題解決に向けて農業を通じて協同する事の可能性を感じた。
- ・19世紀イギリスの生協の経営方針は、倫理的消費から乖離してはならない。組合員理事の存在意義はここにあると感じた。

## ②第2分科会

第2分科会は、「『物』の整理を通して考える～暮らしの安全・安心と生協の役割」と題し、くらしと協同の研究所公募研究会の「『物』の整理研究会」から、2名の研究会メンバーに報告していただきました。

まず、川口啓子先生から解題をしていただいた後、株式会社メモリーズ代表取締役の横尾将臣様から「孤立死の現場に残された『物』から…」と題して、遺品整理の現場から孤立死の生々しい実態を報告していただき、「孤独死」では無く「孤立」を無くしていくことの大切さや、そのために社会の繋がりづくりが求められている事が報告されました。

次にコンシューマーズ京都事務局長の西山尚幸様から「自治体がすべきこと・私たちにできること」と題して、高齢者にとってのゴミ出しがいかに困難な状況にあるのか、また、自治体ではどの様な援助がなされているのかなどを報告していただきました。

報告のあと、グループワークで、生協の課題、役割について活発に発言してもらい、各生協で行われている事例などの情報交換が出来ました。

### (参加者の感想)

- ・孤立死という言葉は知っていましたが、現場のリアルを教えてもらって、今の社会が抱える問題の深刻さを感じました。

- ・生協としてできる事を単独ではなく、行政、民間企業、地域そして諸団体とも連携していく事が重要だと思いました。
- ・この題でたくさんの方と話し合う事で、自分自身の考えも深くなり、とてもヒントになる事を知ることが出来ました。

### ③第3分科会

第3分科会は、「生協が『農』に関与することの意味～事業性と社会性から考える～」と題し、北川太一先生がコーディネーターを、辻村英之先生がコメンテーターを、2つの団体からそれぞれ実践事例報告を頂きました。まず、生活協同組合コープいしかわのとも～るスマイルプロジェクト事務局長の脇坂喜文様から「地域の食材を活かして農山漁村を元気にー『のとも～るスマイルプロジェクト』の取組み、課題、今後の方針ー」と題して、またみやぎ生活協同組合専務理事の大越健治様からは「協同組合間協同の新たな展開ーみやぎ生協と㈱Aコープ東北による店舗の共同運営ー」と題してそれぞれ報告を頂きました。

「食料・農業・農村基本法」の理念から「かい離」した農業施策の現状、そして生協が培ってきた「事業やそのしくみ」を生かし、どのように「農」をめぐる社会問題解決に関与すべきかを「社会性・事業性」の意味を掘り下げていただきながら学ぶ事が出来ました。

また、コメンテーターの辻村先生にはそのコメントで「社会性の観点」と「事業性の観点」について、「『農』に関与する今日的意味と今後の方向性」を整理いただきました。今回の分科会は「生協が『農』に関与することの意味～事業性と社会性から考える～」がテーマでしたが、我々に突きつけられた「国民課題」そのものを共有する場となりました。

#### (参加者の感想)

- ・能登の魅力ある商品開発に地域全体でとりくみ、実現したプロセスがすばらしい。
- ・想像ではなく、地域課題、実情や実態と共に考えることが次の発展につながることを学んだ。
- ・協同組合間の協同は地道な信頼関係作り=心の交流の大切さを学んだ。

### ④第4分科会

第4分科会は、「広域自然災害に対して、生協の総合力をどう發揮させるか」をテーマに、広島県生協連専務理事の高田公喜様がコーディネーター、二場邦彦先生、浜岡政好先生がコメンテーターとして御登壇いただきました。報告は、2018年の自然災害で被災された3つの生協からそれぞれ、生協ひろしま常勤理事の高橋房大様、おおさかパルコープ開発部マネージャーの宮内清志様、倉敷医療生協健康事業部長の高羽克昌様に御報告いただきました。

- ・被害状況は異なるものの、復旧までの過程で問題が生じた。
  - ・被災経験のあるなしで現場所属長の判断が異なった。
  - ・想定外の急患が被災地区から次々と運ばれてくる。
  - ・組合員のためにと思う職員の美談的行動がある中で、職員の安全をどう守るか。
- 等が3つの報告を通じて見えてきました。

まとめでは、BCPを常に更新するとともに、臨機応変な組織文化づくり、さらには地域社会との協力関係の構築の必要性が出されました。

#### (参加者の感想)

- ・災害時に支えが必要な方には事前に準備してあげられる仕組みはできないか？  
元気な組合員には自分の身は自分で守ろうと発信してほしい。
- ・B C Pは必要ですが、各部門・対外的な組織との連携も求められ、日頃の関係作りと訓練が大切だと思いました。
- ・浜岡先生がコメントされた内容で「B C Pを組合員に伝える」という組合員との関わりは全く考えていなかったので検討してみたい。

## 第21回生協組合員理事トップセミナー 12月7日(土)・8日(日) 開催報告

### 1. 概要

参加 44名 (申込み数47名キャンセル3名)

(参加者内訳)

属性内訳	会員	非会員	計	回数別内訳	
参加者	34	10	44	初参加者	31
前年	29	13	42	2回目参加	5
参加団体	13	8	21	3回目参加	4
前年	9	8	17	4回目以上	4
呼びかけ団体	30	45	75		

協同組合のしくみと原点を改めて確認し、グローバル化が進む中、地域循環経済や地域資源の活用での地域づくりの実態を学び、さらに4名の元理事の地域の活動報告とグループワークをつうじて、地域の課題解決にむけて資源をつかったしくみづくりのヒントを考え、それを出し合いました。

### 2. 構成

#### ①基調報告とグループワーク

・12月7日(土) 13:00~18:15 (同志社大学 良心館)

・テーマ「生協が地域に根ざすとは一組合員理事の役割のこれからを考える」

講師 青木 美紗氏

生協は地域で何ができるのか?地域にとって必要な事業や活動を創っていくには、まずは一組合員として、そして一地域住民として、地域の課題を発見し「自分ごと」として捉え、みんなで知恵を出して考えていくことが重要。

参加者に身近にある地域の問題に着目してもらいそれを解決するための方法をアイデアや情報を交換しながら考える機会にした。

基調講演では、地域の問題に深く関与しているグローバル化についてと生活協同組合のしくみについて学び、地域住民を巻き込んだ地域内経済循環の事例を紹介した。その内容をヒントにグループワークでは、身近な地域の課題についての解決策、生協理事としてできることを考えあつた。

#### ②フォーラムとグループワーク・ワールドカフェ

12月8日(日) 9:00~13:00 (コープイン 京都)

テーマ「理事の経験が、今活きていていること。これからの組合員理事へのメッセージ」

講師 加賀美 太記氏

組合員理事の経験は、生協の中しか役立たないものではない。理事としての経験は自分がくらす地域を支え、自らの人生をより豊かにする力も持っている。

フォーラムでは経験を活かして地域でご活躍されている方々からの報告とグループワークを通じて、理事の役割をさらに深めた。理事の経験はどう活きるのか。これからの活動の励みとなるよう、参加者全員で学びあい考えあつた。

(登壇者)

杉崎 伊津子（北医療生協 元副理事長）

『わいわい子ども食堂プロジェクト』－地域の協働で子ども食堂－

有地 淑羽（京都生協 元理事）

『ばーばの手』－誰もが安心して過ごせる場を想像する－

海老澤 文代（コープしが 元理事）

『寄りあい処くっつき』の拠点づくり－地域まるごと支え合い－

中西 志津子（コープこうべ 元理事）

『地域の声を、地域の協同の力で実現する』

3. 基調報告とグループワークのふりかえり（参加者の声より）

①「基調講演」での気づきや学びについて

- ・“困った困った”と言うだけでなく、“困った”を“良かった”に転換できる“人”と“行動力”“実行力”が改めて大切だと気づいた。
- ・地域循環経済が興味深かった。人・モノ・カネが地域で完結するしくみづくりに生協が関わることが大事な課題だと気づいた。
- ・グローバル化は社会的弱者を必然的に生み出している。地域の中で経済を循環させないと地元は潤わない。
- ・協同組合の価値とは“他人への配慮”。地域経済は地域の中で循環。

②グループワークを通しての気づきや学びについて

- ・「資源・課題・しくみ・できること」に分けて考えると具体化でき、出来る行動につながることに気づいた。
- ・地域の資源を出しあうことで、地域の課題を解決することをテーマのディスカッションは良かった。課題は皆の知恵で解決できる方向にもっていけるので、実現できるようにしたい。

4. フォーラムとグループワーク・ワールドカフェのふりかえり（参加者の声より）

①フォーラムでの気づきや学びについて。

- ・「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」を初めて見た。社会にとっての組合員理事の役割を内向きから見るのでなく、外側から見ることは大切だと思った。そこから生協に何ができるかが見えてくると思った。多様化する社会で新しい今の付き合い方を考えたい。
- ・宿題の地域の困りごとに対して自分では何もできないと思っていたが、解決する方法がたくさんあることを学ばせてもらった。

②登壇者の報告でどのような気づきや学びがありましたか。

- ・報告者のここにいたるまでのご苦労を聴き、見えない部分を勉強されたことを知った。応援してくれる団体を見つけ、行政を引き込むこと、交渉に行くには2人以上のなどのポイントも教えてもらった。継続は力なり。忍耐力を持って、待つことの大切さも学んだ。

- ・他団体とのネットワークづくりは大切だけど、上手くつながっていってなかつたので、外から生協を見ることも考えていきたい。生協だけではできなくても、つながることで、何かができるようになる。
- ・「つなぎ手」としての姿勢に感銘を受けた。寄り添うこと、応援できることを考えることは、理事であっても、一市民であっても大切にしたい。

#### 5. 全体をつうじてのふりかえり（参加者の声より）

- ・事前課題（地域の課題）の内容が最終日には自分と地域を結ぶ関わり方の答えがでるなど予想もつかなかった。内容の濃い2日間で勉強になった。
- ・生協について改めて、役割の再確認が出来た事。生協にとらわれず、外に向かって働きかける大きさを知ることができ、視野がひろがった。
- ・改めて自分達ができること、問題の解決にむけて、各地域の組合員理事から知恵をもらって良かった。学びや気づきも多く、参加して良かった。
- ・初めて参加したが、2日間同じグループメンバーと課題を作って話し合うことが、とても楽しかったです。
- ・地域の課題を自己のこととして考えるうえで、とてもよい機会となった。解決のためには一人でできないことも、みんなで考えていくと、何らかの法王が見つけられるのだと知ることができた。
- ・ワールドカフェ方式はたくさんの知恵をいただく場となり、運営は面白かった。

#### 6. 今後の組合員理事として大切にしたいと感じたこと。（参加者の声より）

- ・地域の実情にあった、私に出来る事を仲間といっしょにすすめていきたい。“他者への思いやり”は常に重視する。
- ・具体的に何が問題でその要因は何なのか・「人・モノ・お金・インフラ・自然」などを書きだしていく作業で、今何ができるか。出来る優先順位がわかつてくる。大きなできる行動よりも、小さなできる行動を増すこと。
- ・協同組合人として協同とは何かを常に考えつづけていくこと。自分の言葉で協同を話せる人になりたい。笑顔でいいさつ。他者への配慮で活動したい。
- ・地域社会へコミュニティに役立つ存在になる生協を視点にいれ、意識して行動する。

#### 7. 今後研究所で取り上げてほしいこと

##### ①アンケート欄でのチェック状況

地域社会 1 医療生協 1 経済問題 1 マネジメント 0 マーケティング 1  
 商品政策 2 高齢者社会 3 農業政策 1 科学技術 0 福祉事業 2 後継者育成 5  
 エシカル 2 SNS 3 食品行政 1 協同組合間連携 5 キャッシュレス 3 IT  
 AI 2 労働人口減少 2 縮小社会 1 クラウドファンディング 4 認知症社会 3 貧困 2・困窮 2・格差 2 若年世代 2

##### ②記述欄でご記入いただいた内容

- ・クラウドファンディングとSNSの効果的な活用方法。
- ・クラウドファンディングの効果的な式集めの手法
- ・クラウドファンディングとか
- ・クラウドファンディング。

- ・地域社会が気になる。
- ・30代の生活
- ・葬祭事業
- ・生協理念と企業理念と哲学
- ・医療生協とのつながり方
- ・若年世代をいかに育てるか。
- ・若年世代へ引き継ぐこと
- ・2020年6月以降の税金問題
- ・電子マネー・キャッシュレス決済の今後
- ・宅配事業全般（他企業の宅配との差別化）の情報
- ・協同組合員間での連携の進め方。
- ・貧困・平和について
- ・引きこもり8050問題
- ・認知症社会

#### 8. セミナー全体を通しての評価

①非常によかったです 23 ②よかったです 17 ③すこし不満 0 ④おおいに不満 0  
⑤どちらともいえない 0

#### （事務局後記）

生協組合員理事トップセミナーも開催から21回を終えました。呼びかけ人及び元呼びかけ人の皆さまから「呼びかけ人の役割からトップセミナーの目的やあり方を考え直す時期に来ているようにも感じます。」との声を頂いております。また、参加者の学びへのニーズの多様化への対応も必要と考えます。

これらを踏まえ、事務局として、当セミナー及び新たな学びの場づくりの設計を模索する必要を認識しました。

# くらしと協同の研究所 規約

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この研究所は、くらしと協同の研究所と称します。

(事務所)

第2条 研究所は、主たる事務所を京都市（中京区烏丸通二条上ル蒔絵屋町 258 ヨープ御所南ビル4階）内に置きます。

なお、従たる事務所を理事会の議決を経て必要な地に置くことができます。

(目的)

第3条 研究所は、くらしに関する総合的な調査・研究、教育・学習、研修、助成等の諸事業を行なうとともに、協同の事業に関連する問題の調査・研究、教育・学習、研修活動を行い、協同の事業と活動がくらしの中で果たすことのできる役割を明らかにし、それを通じて生活の向上と安定に寄与することを目的とします。

(事業)

第4条 研究所は、前条の目的を達成するために、次の諸事業を行ないます。

- 1) くらしと協同の事業に関する調査・研究と研究会等の開催
  - 2) くらしと協同の事業に関する国内・国外の文献・資料・情報の収集、管理とその活用
  - 3) くらしと協同の事業に関する教育・学習、講演、研修、交流等
  - 4) 国内外のくらしと協同の事業に関する調査・研究、教育・学習、研修、交流等に対する助成
  - 5) 研究所の機関誌、資料等その他の刊行
  - 6) その他前条の目的を達成するために必要な事業
2. 研究所は、前項の事業を主として西日本を対象におこないます。  
なお、各地の研究所・研究組織とネットワークを結び前項の諸事業をおこないます。

## 第2章 会員および賛助会員

(会員)

第5条 研究所は、この研究所の設立の趣旨および第3条に定める目的に賛同して加入した会員である個人会員と団体会員によって構成します。

2. 研究所の目的に賛同し、これを援助する個人または団体を賛助会員とすることができます。

(入会)

第6条 会員になろうとするものは、所定の入会申込書（個人用、団体用）を提出するとともに、第37条に定める会費を納入し、かつ常任理事会の承認をうけるものとします。

2. 賛助会員になろうとするものは、所定の入会申込書（個人用、団体用）を提出するとともに、第37条に定める賛助会員の会費を納入し、かつ常任理事会の承認をうけるものとします。

(会員の権利)

第7条 会員は、研究所の事業、運営に参加するとともに、研究所の施設を利用するこ、ならびに資料・刊行物等の配布を受けることができます。

2. 賛助会員は、研究所の施設を利用すること、ならびに資料・刊行物等の配布を受けることができます。
3. 団体会員に対する資料・刊行物等の配布数量は、別に定める会費基準にもとづく会費の口数等によるものとします。

(退会)

第8条 会員または賛助会員は、所定の退会届を常任理事会に提出して、任意に退会すること

ができます。

(資格の喪失)

第9条 会員または賛助会員が以下の条件に該当する場合は、退会届のあるなしにかかわらず会員または賛助会員の資格を喪失するものとします。

- 1) 死亡、もしくは失踪の宣告を受けたとき、または団体の消滅したとき
- 2) 2年以上会費を滞納したとき
- 3) 除名されたとき

(除名)

第10条 会員または賛助会員が研究所の名誉を傷つけ、または目的に反した行為をしたときは、理事会において出席理事（委任状出席を含む）の3分の2以上の議決にもとづいて除名することができます。その場合、理事会においてその会員に対し弁明の機会を与えるものとします。

(拠出金品の不返還)

第11条 退会、資格喪失の場合もすでに納入した会費およびその他の拠出金品は、返還しないものとします。

### 第3章 役員

(役員)

第12条 研究所に次の役員を置きます。

- 1) 理事 20名以上30名以内
- 2) 監事 2名以上5名以内

(役員の選出)

第13条 理事および監事は総会において選出します。

理事は互選により、理事長1名、専務理事1名、常任理事若干名を選出します。

(理事長、専務理事および常任理事等)

第14条 理事長は、研究所を代表し、業務を総理します。

2. 専務理事は、理事長を補佐し、日常の業務を執行します。
3. 常任理事は、この規約に定める事項を審議するとともに、理事長に事故あるときは、あらかじめ理事長が指名した順序で、その職務を代行します。
4. 理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定します。

(監事の職務)

第15条 監事は、研究所の財産の状況および業務の執行状況を監査します。

(役員の任期)

第16条 研究所の役員の任期は2年とし、再任を妨げないものとします。

欠員補充または増員により選任された役員の任期は、前任者または現任者の残任期間とします。

役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なお、その職務を行ないます。

(解任)

第17条 役員が以下の条件の一つに該当するときは、理事会において出席理事（委任状出席を含む）の3分の2以上の議決にもとづいて解任することができます。この場合、本人が求めたときは、理事会において弁明の機会を与えるものとします。

- 1) 心身の故障のため職務の執行にたえられないと認められるとき
- 2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき

(役員の報酬)

第18条 役員は無給とします。ただし、常勤の場合、理事会の議決を経て有給とすることができます。

役員には、費用弁償するものとします。

## 第4章 会議

(理事会の召集等)

第19条 理事会は、理事長が必要と認めたとき召集します。

2. 理事長は、理事の3分の1以上から會議に付議すべき事項を示して理事会の召集を請求されたときは、臨時理事会を召集しなければなりません。
3. 理事会の議長は、理事長が行ないます。

(理事会の議決事項と定足数)

第20条 理事会の議決事項は、この規約に別に定めるもののほか、次の事項とします。

- 1) 総会に提出する議案に関すること
  - 2) 総会の議決した事項で理事会の議決を要すること
  - 4) 会費基準、旅費規程および研究委員会要綱に関すること
  - 5) 理事長、専務理事、常任理事の互選
  - 6) その他理事会が必要と認めた事項
2. 理事会は、理事の過半数の出席によって成立するものとします。なお、委任状による出席も、出席とします。
  3. 理事会の議事は、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとします。

(常任理事会)

第21条 常任理事会は、理事長、専務理事、常任理事をもって構成します。常任理事会は、理事会の委任をうけて研究所の重要な事項を審議します。

2. 常任理事会は、理事長または常任理事の要請によりそのつど開催するものとします。
3. 常任理事会の議長は、理事長とします。
4. 常任理事会は、次の事項を審議します。
  - 1) 理事会提出議案の作成に関すること。
  - 2) 理事会議決事項の執行に関すること。
  - 3) その他理事会の議決を要しない日常業務に関すること。

(総会の招集)

第22条 通常総会を年1回開催するものとし、理事長が召集するものとします。

2. 臨時総会は、理事会が必要と認めたとき、理事長が召集します。
3. 理事長は、会員の5分の1以上から會議に付議すべき事項をしめして総会の召集を請求されたときは、その請求のあった日から60日以内に臨時総会を召集しなければなりません。
4. 総会の召集は、少なくとも7日以前に、その會議に付議すべき事項、日時および場所を記載した書面をもって通知します。

(総会の議長)

第23条 総会の議長は、理事長とします。

2. 前条3項の臨時総会の議長は、出席会員のなかから選任するものとします。

(総会の議決事項)

第24条 総会の議決事項は、この規約に別に定めるもののほか、次の事項とします。

- 1) 事業計画および収支予算についての事項
- 2) 事業報告および収支決算についての事項
- 3) 財産目録および貸借対照表についての事項
- 4) 規約の設定、変更
- 5) 解散および解散に伴う残余財産処分についての事項
- 6) その他研究所の業務に関する重要事項

(総会の定足数等)

第25条 会員は、各一個の議決権を有するものとします。

2. 総会は会員の過半数の出席によって成立します。委任状による出席も出席とします。

3. 総会の議事は、出席した会員の過半数でもって決し、可否同数のときは議長の決するところによるものとします。但し、第24条1項5号に定める解散は、出席した会員の3分の2以上の多数で決するものとします。

(会員への通知)

第26条 総会の議事の要領および議決した事項は、会員に通知するものとします。

(企画委員会)

第27条 研究所には、企画委員会を設けます。

2. 企画委員会は、専務理事が招集し、団体会員から5名、個人会員から4名を上限に、事務局長を含めて構成し、常任理事会が委員を任命します。
3. 企画委員会の目的、運営等に必要な規程を別に定めるものとします。

(運営委員会)

第28条 研究所には、運営委員会を設けます。

2. 運営委員会は、事務局員及び3名以上5名以内の研究者で構成します。運営委員及び運営委員長は常任理事会の任命とします。運営委員会は運営委員長が招集し、月1回の開催とします。
3. 運営委員会の目的、運営等に係る規程を別に定めるものとします。

(研究会)

第29条 研究所には研究会、研究発表、交流、研究紙誌等、調査研究活動推進のために必要な要件を規程の中に設けることが出来ます。

(議事録)

第30条 すべての会議については、議事録を作成し、議長および出席者代表2名以上が記名押印の上、これを保存します。

## 第5章 資産および会計

(資産の構成)

第31条 研究所の資産は、次のとおりとします。

- 1) 財産目録に記載された財産
- 2) 会費
- 3) 資産から生ずる収入
- 4) 事業に伴う収入
- 5) 寄付金品
- 6) その他の収入

(資産の管理)

第32条 研究所の資産は、理事長が管理します。

(経費の弁済)

第33条 研究所の事業遂行に要する経費は、資産をもって支弁します。

(事業計画および収支予算)

第34条 研究所の事業計画およびこれに伴う収支予算は理事長が編成し、理事会および総会の議決を経るものとします。

(収支決算)

第35条 研究所の収支決算は、理事長が作成し、財産目録、貸借対照表、事業報告書および財産増減事由書ならびに異動状況書とともに、監事の意見をつけ、理事会および総会の承認を受けるものとします。

(会費)

第36条 研究所は、個人会員（賛助会員）および団体会員（賛助会員）の1口あたりの年会費を次のとおりとします。なお、会費基準を別途定めます。

- 1) 個人会員（賛助会員も同じ）1口月額500円（年額6千円）
- 2) 団体会員（賛助会員も同じ）1口月額5千円（年額6万円）

(会計年度)

第37条 研究所の会計年度は、毎年3月21日に始まり、翌年3月20日に終了するものとします。ただし、初年度については、設立の日よりはじまるものとします。

## 第6章 事務局

(設置等)

第38条 研究所の事務を処理するため、事務局を設置し、専務理事が統括します。

2. 事務局には、事務局長および所要の事務局員を置きます。
3. 事務局長、事務局員は理事長が任免します。
4. 事務局の組織および運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定めるものとします。

(備え付け帳簿および書類)

第39条 事務所には、常に次に掲げる帳簿および書類を備えておくものとします。

- 1) くらしと協同の研究所の規約
- 2) 会員（賛助会員）名簿および会員（賛助会員）の異動に関する書類
- 3) 理事、監事および事務局員の名簿および履歴書
- 4) 規約に定める機関の議事に関する書類
- 5) 収入、支出に関する帳簿および証拠書類
- 6) 資産、負債および正味財産の状況を示す書類
- 7) その他必要な帳簿および書類

## 第7章 補足

(委任)

第40条 この規約に定めるもののほか、研究所の運営に必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別にさだめるものとします。

付則 この規約は、くらしと協同の研究所の設立の日（1993年6月26日）から施行します。

1. この規約の改正は、第二回総会の日（1994年6月25日）から施行します。
2. この規約の改正は、第三回総会の日（1995年9月9日）から施行します。
3. この規約の改正は、第十回総会の日（2002年6月22日）から施行します。
4. この規約の改正は、第二十四回総会の日（2016年6月25日）から施行します。
5. この規約の改定は、第二十五回総会の翌日（2017年6月25日）から施行します。

## くらしと協同の研究所会費基準

この研究所は、規約第34条の規定にもとづき、会員および賛助会員の会費基準を次のとおり定めます。

### (団体会員の会費)

第1条 会員たる団体の会費は、年額を次の会費基準によるものとします。

#### (1) 購買生協

前年度の年間供給高	5 億円未満	1/2 口 月額 2.5 千円 (年額 3 万円)
	10 億円未満	1 口 5 千円 ( 6 万円)
	25 億円未満	2 口 1 万円 ( 12 万円)
	50 億円未満	4 口 2 万円 ( 24 万円)
	75 億円未満	6 口 3 万円 ( 36 万円)
	100 億円未満	8 口 4 万円 ( 48 万円)
	150 億円未満	9 口 4.5 万円 ( 54 万円)
	200 億円未満	10 口 5 万円 ( 60 万円)
	250 億円未満	11 口 5.5 万円 ( 66 万円)
	300 億円未満	12 口 6 万円 ( 72 万円)
	350 億円未満	13 口 6.5 万円 ( 78 万円)
	400 億円未満	14 口 7 万円 ( 84 万円)
	450 億円未満	16 口 8 万円 ( 96 万円)
	500 億円未満	18 口 9 万円 ( 108 万円)
	550 億円未満	20 口 10 万円 ( 120 万円)
	600 億円未満	25 口 12.5 万円 ( 150 万円)
	600 億円以上	30 口 15 万円 ( 180 万円)

#### (2) 関西管内の府県連、事業連合、医療生協等

1 口月額 5 千円 (年額 6 万円)、1 口以上の口数加入とします。

#### (3) 生協以外の協同組合等

1 口月額 5 千円 (年額 6 万円)、1 口以上の口数加入とします。

#### (4) 特定非営利法人等

1/2 口月額 2.5 千円 (年額 3 万円)、1/2 口以上の口数加入とします。

### (団体賛助会員の会費)

第2条 賛助会員たる団体の会費は、年額を次の会費基準によるものとします。

#### (1) 購買生協

前年度の年間供給高	50 億円未満	1 口 月額 5 千円 ( 6 万円)
	100 億円未満	2 口 1 万円 ( 12 万円)
	200 億円未満	3 口 1.5 万円 ( 18 万円)
	300 億円未満	4 口 2 万円 ( 24 万円)
	400 億円未満	5 口 2.5 万円 ( 30 万円)
	500 億円未満	6 口 3 万円 ( 36 万円)
	600 億円未満	7 口 3.5 万円 ( 42 万円)
	700 億円未満	8 口 4 万円 ( 48 万円)
	700 億円以上	10 口 5 万円 ( 60 万円)

#### (2) 関西管内以外の府県連、事業連合、医療生協等

1 口月額 5 千円 (年額 6 万円)、1 口以上の口数加入とします。

#### (3) 全国連合会

第2条 (1) 賛助会員の購買生協の基準と同様とします。

#### (4) 生協以外の協同組合等

第1条 (3) 正会員たる生協以外の協同組合等の基準と同様とします。

(5) 株式会社等

1口月額5千円（年額6万円）、1口以上の口数加入とします。

(6) 特定非営利法人等

1/5 口月額1千円（年額1万2千円）、1/5 口以上の口数加入とします。

(個人会員の会費)

第3条 会員たる個人の会費は、1口月額500円（年額6千円）とします。

賛助会員たる個人の会費も同様とします。

なお、学生・大学院生の会費については、上記の半額（年額3千円）とします。

(会費の納入)

第4条 会費の納入は年1回とし、毎年5月末日までに納入するものとします。

ただし、新規会員は、入会時に月割りで会費を納入するものとします。

(配布等の基準)

第5条 団体会員（賛助会員）がこの研究所の施設を利用することならびに資料・刊行物等の配布を受ける数量は、口数に準じるものとします。

(会費基準の改訂)

第6条 会費基準の改訂は、西暦の奇数年毎に行なうものとします。

付則 本基準は、1993年6月26日から施行します。

2. 本基準の改定は、2003年4月26日（2002年度第4回理事会の日）から施行します。

3. 本基準の改定は、2006年4月22日（2005年度第3回理事会の日）から施行します。

## くらしと協同の研究所 企画委員会規程

### (総則)

第1条 この規程は、くらしと協同の研究所規約第28条に定める企画委員会の目的と役割、構成、委員の選任と任期、会議について定めます。

### (目的)

第2条 企画委員会は、生協現場の状況や実践事例を団体会員と研究者が共有し、それぞれの問題意識を出し合い、意見交換する事を通じて研究所の研究課題に繋げます。

### (役割)

第3条 団体会員の現場の状況を報告し、研究所への期待・要望を発信します。

2. 現場の状況や期待・要望を研究所の課題に繋げます。
3. 研究所の事業計画の原案を検討します。

### (構成)

第4条 企画委員会は、専務理事、団体会員4名、個人会員4名、事務局長で構成され、委員の総数は9名とします。企画委員会は専務理事が主宰します。

### (委員の選任)

第5条 企画委員会の委員は団体会員と個人会員から運営委員会が推薦し、常任理事会が任命します。

2. 運営委員会は近畿圏エリアの団体会員から推薦します。

### (委員の任期)

第6条 委員の任期は1年間とし、再任を妨げないものとします。

2. 選任された委員に欠員が生じたときは、そのつど第5条の選任方法によって委員を補充することができます。補充された委員の任期は、前任者の任期の残存期間とします。

### (会議等)

第7条 企画委員会の招集ならびに議長は委員長が行います。委員長に事故あるときは、事務局長が招集します。

2. 企画委員会は、年4回開催し、本規程第3条に定める役割を担います。

### (報酬等)

第8条 委員のうち、団体会員は旅費規程Iにより交通費、食費、宿泊費を支給、個人会員は旅費規程Iにより日当、交通費、食費、宿泊費を支給します。

### (事務局)

第8条 企画委員会の事務局は、規約第39条の規定する研究所事務局が担当します。

### (規程の改正)

第9条 本規程の改正は、常任理事会の発議にもとづいて理事会が審議し、その承認をへて制定するものとします。

付則 この規程は、2017年6月25日から施行します。

## くらしと協同の研究所運営委員会規程

### (総則)

第1条 この規程は、くらしと協同の研究所規約第27条に定める運営委員会の目的と役割、構成、委員の選任と任期、会議について定めます。

### (目的)

第2条 運営委員会は、研究所の運営に主体的に参画し、研究所規約第3条に定める研究所の目的の実現に貢献します。

### (役割)

第3条 研究所規約第3条のさだめる研究所業務の具体化とその推進に参画します。

2. 運営委員会は、規約第28条にもとづき、近畿圏エリアの団体会員より企画委員候補を常任理事会に推薦します。
3. 運営委員会は、個人会員より編集委員候補を常任理事会に推薦します。
4. 運営委員会は、企画委員会に事業計画およびその具体化について提案を行います。
5. 運営委員会は、くらしと協同全体研究会を主宰し、企画・運営等を行います。
6. 運営委員会は、常任理事会のもとに必要な事項を具体化します。

### (構成)

第4条 運営委員会は、研究所事務局員全員、個人会員3名以上5名以内で構成され、委員の総数は8名程度とします。

### (委員の選任)

第5条 委員となる個人会員及び事務局員全員及び委員長は常任理事会が任命します。

### (委員の任期)

第6条 委員の任期は1年間とし、再任を妨げないものとします。

2. 選任された委員に欠員が生じたときは、そのつど第5条の選任方法によって委員を補充することができます。補充された委員の任期は、前任者の任期の残存期間とします。

### (会議等)

第7条 運営委員会の招集ならびに議長は委員長が行います。委員長に事故あるときは、事務局長が招集します。

2. 運営委員会は、本規程第3条に定める役割を日常的に担います。

### 補則

原則月1回の開催とする。但し、必要なときには臨時に開催します。

### (報酬等)

第9条 委員は旅費規程Ⅰにより、日当、交通費、食費、宿泊費を支給する。研究所事務局は別途基準により支給する。

(事務局)

第9条 運営委員会の事務局は、規約第39条の規定する研究所事務局が担当します。

(議事録)

第10条 運営委員会は、開催のつど議事録を作成し、委員に配布し、事務局が保存します。

(規程の改正)

第11条 本規程の改正は、常任理事会の発議にもとづいて理事会が審議し、その承認をへて制定するものとします。

付則 この規程は、2017年6月25日から施行します。

付則 この規程は、2019年12月14日から施行します。

## 『くらしと協同』編集委員会規程

### (総則)

第1条 この規程は、くらしと協同の研究所規約第31条に定める『くらしと協同』編集委員会(以下「編集委員会」という)の目的と役割、構成、委員の選任と任期、会議について定めます。

### (目的)

第2条 編集委員会は、研究所規約第3条に定める研究所の目的の実現に貢献するために、季刊誌『くらしと協同』の編集を担います。

### (役割)

第3条 くらしや協同をめぐり社会で問題となっている事や、時代に応じた課題を探り出し、『くらしと協同』を通じて調査、発信します。

### (構成)

第4条 編集委員会の委員は、個人会員若干名と研究所事務局全員、院生事務局全員で構成されます。

### (委員の選任)

第5条 運営委員会が推薦し、委員全員及び編集委員長は常任理事会が承認します。

### (委員の任期)

第6条 委員の任期は1年間とし、再任を妨げないものとします。

2. 選任された委員に欠員が生じたときは、そのつど第5条の選任方法によって委員を補充することができます。補充された委員の任期は、前任者の任期の残存期間とします。

### (会議等)

第7条 編集委員会の招集は委員長がおこないます。編集委員会には委員長を補佐する副編集長を設けることができます。副編集長は常任理事会が承認します。

### (報酬等)

第8条 編集委員は旅費規程Ⅰにより日当、交通費、食費、宿泊費を支給します。研究所事務局は別途基準により支給します。

### (事務局)

第9条 編集委員会の事務局は、規約第39条の規定する研究所事務局が担当します。

### (規程の改正)

第10条 本規程の改正は、常任理事会の発議にもとづいて理事会が審議し、その承認をへて制定するものとします。

付則 この規程は、2017年6月25日から施行します。

## くらしと協同の研究所 研究会等設置規程

### (総則)

第1条 この規程は、くらしと協同の研究所規約第29条に定める研究会設置の目的と種類、設置の手続き、期間、援助内容について定めます。

### (目的)

第2条 研究所は、会員の調査研究活動を推進し、“くらしと協同”の研究の深化発展を図るため研究会を設けます。研究会は研究所規約第3条の目的実現に貢献します。

### (研究会の種類)

第3条 研究所が認める研究会は、常任理事会の議決をへて設置する「基幹研究会」と、個人会員からの申請に基づき運営委員会で審査し、常任理事会の承認をもって開設する「公募研究会」、同様に個人会員の申請にもとづき運営委員会で審査、承認する「自由研究会」の3種類があります。

2. 研究所には、他の団体と共同して行う「共同研究」と「共同調査」、及び他の団体からの依頼により行う「受託調査」があります。

### (基幹研究会)

第4条 基幹研究会は、常任理事会の議決をへて設置されるものとし、その設置手続きと運営は次に定めるところによります。

2. 運営委員会は、年度の事業計画に基づき基幹研究会の設置について検討し、常任理事会に提案します。
3. 研究会の構成員及び責任者は、常任理事会が任命します。
4. 研究期間は2年間を基本とし、期間終了時に研究成果を報告書としてまとめ常任理事会に提出します。
5. 研究会の構成員には、研究所の規定にもとづいて、交通費、食費、宿泊費、日当を支給します。
6. 研究会が対外的な調査活動や発表を行うときは、あらかじめ運営委員会に報告し、承認を得るものとします。
7. 基幹研究会の責任者は会員とし、非会員は3割を超えない範囲を原則とします。

### (公募研究会)

第5条 公募研究会の活動費は研究援助金方式とし、年度の公募研究会予算の範囲で各公募研究会の活動計画に基づき運営委員会で検討し、各研究会に割り振ります。研究期間は2年を限度とし、研究援助金の支給と会計報告は決算年度（3/21～翌年3/20の期間）に対応して毎年一回おこないます。研究活動終了の際は、2年間の範囲で研究報告書を運営委員会に提出します。研究報告書は2万字を超えるものとします。

2. 公募研究会は所定の「公募研究会申請書」を運営委員会に提出し、審査の後、常任理事会の承認をうけます。「公募研究会申請書」には研究テーマ、2年間の研究活動計画と予算概算を明記します。1研究会には単年度で最低10万円を援助します。
3. 公募研究会の責任者は会員とし、非会員は構成員の4割を超えない範囲を原則とします。
4. 研究会には会計担当を決め、援助費を自主管理し、単年度ごとに会計報告書を提出する義務があります。
5. 申請期限は7月7日（土、日、祝を除く前日）までとし、10月より2年間を上限に研究活動を行います。
6. 研究会が対外的な調査活動や発表を行うときは、あらかじめ運営委員会に報告し、承認を得るものとします。

（自由研究会）

第6条 基幹研究会、公募研究会以外の研究会のうち、運営委員会に「自由研究会登録書」を提出し、運営委員会の承認を得られた研究会を「自由研究会」とします。年度ごとに「年間活動報告書」を運営委員会に提出します。

2. 自由研究会の責任者は会員とし、非会員は構成員の6割を超えない範囲を原則とします。
3. 研究所所有の書籍や資料及び施設の利用については使用する2日前（土、日、祝を除く）までには連絡をすることとします。他団体への調査依頼は、調査希望日の2か月前とします。

（共同研究・共同調査、受託調査）

第7条 共同研究・共同調査とは、他の団体と研究所が一つのテーマで共同して調査・研究する事で、その業績は公開を原則とします。

2. 共同研究・共同調査にかかる費用負担の割合は協同する団体と研究所で協議して決めます。
3. 受託調査とは、他の団体より依頼を受け、研究所が受託して行う調査の事をいい、報告書は「非公開」を原則とし、費用は全額委託元が負担します。

（規程の改正）

第8条 本規程の改正は、常任理事会の発議にもとづいて理事会が審議し、その承認をへて制定するものとします。

付則 この規程は、2017年6月25日から施行します。

## くらしと協同の研究所 研究員規程

### (総則)

第1条 この規程は、くらしと協同の研究所規約第33条に定める研究員登録制度の目的と役割、手続きについて定めます。

### (目的)

第2条 研究員は研究所の調査・研究活動等推進のために主体的に参画し、研究所規約第3条に定める研究所の目的の実現に貢献します。

### (構成)

第3条 研究員は、登録を希望する個人会員で構成されます。

### (役割)

第4条 研究員は次の活動を行います。

- ・研究所の調査・研究活動
- ・講師活動

### (手続き)

第5条 研究員として登録を希望する個人会員は「研究員登録用紙」を提出し、運営委員会で承認します。

### (広報)

第6条 研究員はホームページなどで紹介されます。

### (報酬等)

第7条 研究員は無給とします。

### (規程の改正)

第8条 本規程の改正は、常任理事会の発議にもとづいて理事会が審議し、その承認をへて制定するものとします。

付則 この規程は、2017年6月25日から施行します。

## くらしと協同全体研究会規程

### (総則)

第1条 この規程は、くらしと協同の研究所規約第 29 条に定める研究会、研究発表、交流を推進するための「くらしと協同全体研究会」(以下「全体研究会」という)の目的と役割について定めます。

### (目的)

第 2 条 全体研究会は、研究所の研究活動に係る分野の発表と交流の場として設けます。全体研究会の活動を通じて研究所規約第 3 条に定める研究所の目的の実現に貢献します。

### (役割)

第 3 条 研究所規約第 3 条の定める研究所業務の調査研究業務に貢献します。

2. 全体研究会は各研究会から研究活動や研究成果の報告を受けるとともに交流を行います。

### (準備会当)

第 4 条 全体研究会は運営委員会の長が主宰します。

2. 全体研究会の企画など準備及び当日の運営等について具体化するための準備会を設置することができます。

準備会は、研究会及び研究員に登録した者の中から運営委員会が選出することができます。

### (報告者・運営者の報酬当)

第 5 条 全体研究会準備会の構成員は、旅費規程 I にもとづく旅費、交通費、宿泊費、食費及び日当を支給します。

2. 全体研究会の報告者、発表者等については、旅費規程 I にもとづく旅費、交通費、宿泊費、食費及び日当を支給します。

3. 上記 1、2 を支給するにあたっては、運営委員会の承認を必要とします。

### (事務局)

第 6 条 全体研究会の事務局は規約第 36 条の規定する研究所事務局が担当します。

### (規程の改正)

第 7 条 本規程の改正は、常任理事会の発議にもとづいて理事会が審議し、その承認をへて制定するものとします。

付則 この規程は、2017 年 6 月 25 日(第 25 回総会の翌日から施行します。)

# くらしと協同の研究所 旅費規程 I

## (目的)

第1条 この規程は、くらしと協同の研究所規約第18条にもとづく研究所の役員（理事、監事）ならびに運営委員会委員が、理事会、常任理事会、運営委員会の認める会議、ならびに調査研究等の本研究所の業務を遂行すめたに出張する場合の旅費交通費、宿泊費、日当の支給について定めます。

## (旅費交通費)

第2条 原則として、最短経路の公共交通機関（航空機を含む）を使用するものとし、使用交通機関の実費を別表にもとづいて支給します。

2. 航空機を使用する場合は事前に事務局長の許可を得るものとします。
3. 起点は自宅または勤務先からとします。

## (宿泊)

第3条 宿泊を必要とする場合は、別表にもとづいて宿泊費を支給します。ただし、研究所事務局が宿泊を斡旋する場合には、宿泊料実費（朝食費を含む）を研究所の負担とします。

2. 車（船、航空機）中泊にあたった場合も宿泊とみなし、寝台料金または宿泊費を支給します。

## (食事)

第4条 別表にもとづいて、宿泊費に含まれない食費を支給します。ただし、研究所が食事を準備する場合には、食費は支給しないものとします。宿泊を伴わない場合で、第1条に規程する業務が午後1時まで、または午後8時を超える場合は、食費を支給するか、または食事を準備するものとします。

## (日当)

第5条 別表にもとづいて日当を支給します。ただし、業務が短期間で終了するような場合については、拘束時間に応じて別表の1/2まで減額することができるものとします。

## (支給額)

第6条 第2条、第3条、第4条、第5条の別表を次のようにさだめます。

旅費交通費 料金実費（特急券、座席指定券ふくむ）	宿泊費 14000円を上限	食費 昼 1000円 夜 1500円	日当 3000円
-----------------------------	------------------	--------------------------	-------------

会議、研究会ごとの対象基準は下記の通りです。

会議・研究会	旅費・交通費	宿泊費	食費	日当
理事会・常任理事会	実費	○	○	○
企画委員会・運営委員会				
監事会				
基幹研究会	実費	○	○	○
共同研究	実費	○	○	なし
公募研究会	なし	なし	なし	なし
自主研究会	なし	なし	なし	なし
編集委員会（但し原稿料が発生する取材には日当は無し）	実費	○	○	※○
受託調査	実費	○	○	○

## (費用の精算)

第7条 この規程に関する費用の精算は、原則として1週間以内に領収書（および費用支出を認める証憑）を添えて研究所事務局に請求するものとします。

(仮払い)

第8条 業務に関わる必要経費は、事務局長の許可を得て仮払いをうけることができます。仮払いの金額は、原則として帰着後1週間以内に領収書（および証憑）を添えて精算するものとします。

(運用)

第9条 この規程の運用は、研究所の事務局長が決定するものとします。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、事務局長の発議にもとづいて理事会が審議し、理事会が承認したときは理事長が制定するものとします。

付則 1.この規程は、1994年4月7日より施行します。

2.この規定改正は2017年6月25日より施行します。

以上

（参考）規程の改廃の手順（例）

（参考）規程の改廃の手順（例）

（参考）規程の改廃の手順（例）

（参考）規程の改廃の手順（例）

（参考）規程の改廃の手順（例）

（参考）規程の改廃の手順（例）

（参考）規程の改廃の手順（例）

（参考）規程の改廃の手順（例）

（参考）規程の改廃の手順（例）



